

(庶ろ-15-B)

平成28年7月15日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長 餘多分 宏 聰

管財人等協議会における協議問題等の報告について

(事務連絡)

本年度の管財人等協議会の実施については、本日付け最高裁民三第410号民事局長通達及び同書簡が発出されたところですが、本協議会において各庁が協議した協議問題及び協議結果等について、今後の執務の参考とさせていただくため、下記のとおり、当課倒産手続係マーリングリスト()宛てに、各地方裁判所からメールを送信する方法により、御報告をお願いします。

記

1 協議問題の取扱いについて

本協議会における協議問題については、各庁から御報告をいただいた上で、当局においてこれを取りまとめ、J・NETポータル上の「民事情報データベース」に掲載することとします。

したがって、各庁においては、別紙のとおり、協議問題及び出題趣旨ないし問題意識等を記載した文書を、本協議会終了後2箇月以内に報告してください。

2 弁護士会宛て周知用文書の送付について

上記局長通達により、管財人等協議会の協議結果について、単位弁護士会への周知をお願いしているところですが、今後の検討のため、単位弁護士会に対して協議結果を周知されましたら、その周知文書を含めて報告してください。

(別紙)

協議問題の記載例（※は記載事項がない場合は、記載不要です。）

●●地方裁判所

【協議問題】

1 (弁護士会提出)

【出題趣旨】

※添付ファイル 1